

高額療養費制度の見直し案 医療費自己負担限度額を引き上げへ

社会保障審議会・医療保険部会（部会長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）は 10 月 7 日、高額療養費制度の見直しについて議論を行った。

高額療養費制度は公的医療保険における制度の 1 つで、1 カ月間（同月内）に支払った医療費が年齢や所得に応じた自己負担限度額の上限を超えた場合、超過分を保険者から還付される。高齢化などによる医療費の増大から、本年 8 月 21 日に閣議決定された社会保障制度改革推進法において、予算措置により凍結されている 70～74 歳の医療費自己負担額引き上げと併せて見直しを検討するよう定められている。

事務局は現行の所得区分を見直し細分化した案を 3 つ示し、それぞれの保険者の財政影響や所得区分別の加入者数などに関する推計を出した。なお、3 案はそれぞれ「70 歳未満」と「70～74 歳（2・3 割負担の者）」の年齢区分ごとに示されており、「70～74 歳（1 割負担の者）」及び「75 歳以上」は据え置くとしている。前回会合で提示した事務局案（13.09.10 社保審「第 67 回 医療保険部会」http://www.medical-lead.co.jp/documents/130909iryohokenbukai_002.pdf 参照）に対し、具体的な試算を出すよう委員が求めたことを受けて修正を加えた。

案 1 は、事務局によると「最も社会保障制度改革国民会議の報告書に忠実」に作成した内容で、「70 歳未満」の年齢区分では、現行の所得 3 区分のうちの「一般所得者」「上位所得者」をそれぞれ 4 つに細分化し、「低所得者」と合わせて案の中で最多の 9 つに所得層を分けている点が特徴だ。また、最高所得区分の月単位の限度額を従来約 15 万から約 32 万円へと 2 倍以上引き上げ、低所得者と大きな開きを付けている。一方、案 2 の「70 歳未満」では 6 区分とすることで案 1 より所得の幅を広く設定し、保険料引き上げの影響の大きさに留意して最高限度額も約 25 万円とやや抑えている。案 3 の「70 歳未満」は中間所得者に配慮して案 2 を 5 区分に見直したもので、年収 770 万円未満までは限度額が現行と同じか引き下げだが、770 万円を超えると急激に負担が増えるようになっている。さらに、これらの案を採用した場合の保険者の財政影響は案 1 で給付費総計約 320 億円、案 2 で約 70 億円、案 3 で約 850 億円と推計を出した。

■厳しい指摘が相次ぐも議論は事務局預かりに

新たな事務局案は 3 案とも保険料の増大が避けられないことに加え、一部の保険者で特に大幅に負担が増える見込みであるため、「財政中立になっていない」と財源の問題から制度の見直しを求める声が挙がった。また、菅家功委員（日本労働組合総連合会副事務局長）は「社会保障制度改革という大きな枠組みの中で高額療養費制度を見直す基となった『低所得者の負担軽減』の考えがどの案にも盛り込まれていない」と述べ、本来の目的に沿った案を出すよう求めた。さらに、10 月 1 日に消費税率 8%への引き上げが決定したことに触れて、高額療養費制度の見直しだけでは実際にどの程度の低所得者対策が行われるのかわかりにくいと、厚生労働省以外の省庁とも連携して全ての低所得者対策を合わせて分かりやすく国民に示すよう求めると、多数の委員が賛同した。

厳しい指摘や慎重な議論を求める意見が相次いだ。遠藤部会長は「議論を続けても収斂するかは難しい」と述べ、事務局で引き取り、今回出された意見をできる限り年末の予算編成に反映するとした。次回の会合は未定。